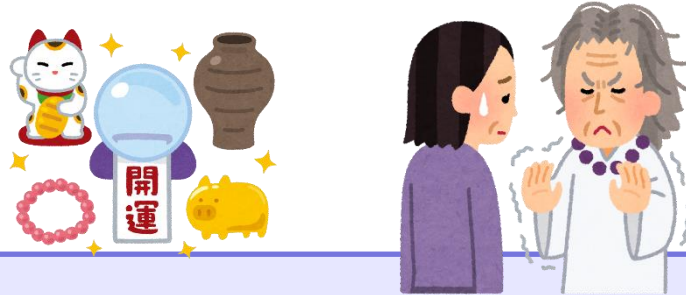


幸運が訪れるどころか不幸を招くことも！？ 靈感商法に注意！

宗教の訪問勧誘や「金運上昇・宝くじ高額当選！」という広告をきっかけに、高額なアクセサリーや祈祷サービスの契約を求められたという相談が発生しています。



【事例】

- ・一人暮らしの母のもとに宗教の信者が勧誘に訪れ「入会すれば幸せになる。入会しないと不幸になる。」と言われた。怖くなった母が入会の契約書にサインしてしまい、数珠等を購入させられ、毎月、祈祷料として2万円を請求されていた。
- ・「宝くじ当選確実！」という広告を見て、開運プレスレットを申し込んだ。商品を受け取り、購入者アンケートで悩み事などを回答した。後日、業者からの電話で「あなたの心配事を解消するために浄化を行いたい。費用は30万円。」と言われた。高額で支払えないと断ったところ、「あなたのためになるものだから、最後までやりなさい。」と強い口調で言われて怖くなった。その後、契約書とお経の紙、数珠が送られてきたため、仕方なく代金を振り込んでしまった。

～アドバイス～

- ☆お金を払ったから幸せになれるという根拠はありません。
- ☆靈感商法は、家族が被害に気付きにくいことが大きな問題です。被害者自身には「幸せになるため」という意識があり、悪徳業者はそこに付け込んで、「人に話すと不幸になる。」などと、家族に隠すように説明してきます。
- ☆自分一人で対応できないと感じたら、家族や消費者ホットライン（☎188）、消費生活センターに相談してください。
- ☆「家族がどうなっても知らない」という発言や拒否したのに退去しない等、脅迫的な態度をとられた場合は、最寄りの警察署や警察庁の警察相談専用電話「#9110」にも相談しましょう。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132 番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019